

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

(「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」分については除く。)

※H21.7.23現在(本資料は、今後、変更があり得るものである。)

目次

1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置

(1) 事業運営安定化事業	2
(2) 移行時運営安定化事業	4
(3) 通所サービス等利用促進事業	6
(4) 新事業移行促進事業	7
(5) 事務処理安定化支援事業	8
(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	9
(7) 地域移行支度経費支援事業	10

2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

(8) 小規模作業所緊急支援事業	13
(9) 障害者自立支援基盤整備事業	15
(10) 移行等支援事業	18
(11) 障害者地域移行体制強化事業	20
(12) 一般就労移行等促進事業	32
(13) 小規模作業所移行促進事業	43
(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業	44
(15) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	47

(16) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業	48
(17) 相談支援充実・強化事業	49
(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業	50
(19) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	51
(20) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業	54
(21) 移行定着支援事業	55
(22) その他法施行に伴い緊急に必要な事業	56

4. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置

(29) 福祉・介護人材の処遇改善事業	68
---------------------	----

1 事業者に対する運営の安定化等を 図る措置

(1) 事業運営安定化事業

1 事業の目的

旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

(2) 事業の内容

ア 旧体系施設及び障害児施設における事業運営安定化事業

次に掲げる特定旧法指定施設及び障害児施設について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

→ 平成18年3月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設若しくは旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設

イ 新体系事業における事業運営安定化事業

平成18年度から平成23年度の間、次の(ア)に掲げる施設が次の(イ)のいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

(ア) 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型又は精神障害者地域生活支援センター

(イ) 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

ウ 生活介護及び施設入所支援における報酬算定方法の変更に伴う激変緩和措置

平成21年度報酬改定において、平均障害程度区分に基づく報酬算定方法から個々の障害程度区分に基づく報酬算定方法へ改定したことにより、改定後の報酬額が改定前の報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

(3) 助成額

○旧体系施設の場合

((平成18年3月における実利用者数×22日又は30.4日)^(注) × 90% - 当該月の延べ利用者数) × 区分A単価

○障害児施設の場合

((平成18年9月における定員×22日又は30.4日)^(注) × 90% - 当該月の延べ利用者数) × 基本単価

(注) 通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数

○新体系事業の場合

(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)

○生活介護又は施設入所支援の場合

「(平成21年3月における本体報酬単位数×90%) - (平成21年4月以降の本体報酬単価を用いた場合の平成21年3月の本体報酬単位数)」又は「(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)」を選択

3 補助割合 障害者施設の場合・・・国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4
障害児施設の場合・・・国1/2、都道府県（政令指定都市・児童相談所設置市）1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

- ・本事業の実施に当たっては、利用者からの負担を求めてはならない。
- ・事業者は介護給付費等の請求と併せて、国保連に対し、本助成金を請求する。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係、障害児支援係

(2) 移行時運営安定化事業（新規）

1 事業の目的

特定旧法指定施設、精神障害者社会復帰施設等（以下「旧体系」という。）が新体系サービス（以下「新体系」という。）へ移行した場合に、従前（新体系移行前）の報酬水準（基本報酬額に各種加算額を含んだ額）を保障することにより、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

事業運営安定化事業（いわゆる「9割保障」）の適用を要さない旧体系（アに掲げる施設等）が新体系（イに掲げる事業所等）へ移行した場合（平成21年9月までの間において既に新体系へ移行した事業所等についても対象とする。）であって、移行後の報酬が旧体系における基準月の報酬を下回る場合に、その差額について助成する。

ア 旧体系

(ア) 特定旧法指定施設

旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設

(イ) 精神障害者社会復帰施設等

身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型

イ 新体系

療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所、共同生活介護事業所、障害者支援施設

(3) 助成額

以下の算定式により各月ごとに算出することとする。

(旧体系における基準月の報酬) - (当該月の報酬)

なお、ここでいう『旧体系における基準月の報酬』は次のとおりとする。

ア 特定旧法指定施設が新体系へ移行した場合

(ア) 平成21年5月以降に移行した事業所：新体系移行前月の特定旧法指定施設における報酬

(イ) 平成21年4月以前に移行した事業所：新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額

イ 精神障害者社会復帰施設等が新体系へ移行した場合

新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額（月額）

※ 詳細は事務処理要領にてお示しする予定。

3 補助割合 国10/10

4 実施年度 平成21年度～23年度（平成21年度は10月から実施）

5 その他

- ・本事業の実施に当たっては、利用者からの負担を求めてはならない。
- ・事業者は介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国保連に対し本助成金を請求することとする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

(3) 通所サービス等利用促進事業

1 事業の目的

障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

○通所サービスの場合

次のいずれかに該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合（外部の事業者へ送迎を委託する場合も含む。）であって、申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回（1回の送迎の利用者が一定程度以上である場合に限る。）以上であるものにつき、当該送迎に要する費用を助成する。

① 通所による生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（障害者支援施設が行う場合も含む。）

② 旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は各入所施設の通所部

○短期入所の場合

短期入所利用者に対し、居宅と短期入所事業所間の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。

(3) 補助単価

○通所サービス：1事業所あたり3,000千円以内

○短期入所：1人につき片道1,860円

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4（※）

※1「通所サービス」については、これまでと同様の取扱とする。（当該事業所が所在する市町村を原則とし、市町村の負担割合について、これによりがたい場合については、支給決定者数の割合による按分等によることも可能）

※2「短期入所」については、支給決定市町村

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 本事業の実施に当たっては、燃料費等の実費を除き、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

(4) 新事業移行促進事業

1 事業の目的

新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行う事業を設けることによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

特定旧法指定施設が下記の新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者数に応じて、事業所等に助成を行う。(助成対象は移行した当該1か月に限る)

- ・対象事業：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援

(3) 補助単価

- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
※障害者支援施設において行われるものを含む。

21年度:	1人につき	6,000円
22年度:	〃	5,700円
23年度:	〃	5,400円
- ・施設入所支援

21年度:	1人につき	5,000円
22年度:	〃	4,750円
23年度:	〃	4,500円

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

(5) 事務処理安定化支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県、指定都市、児童相談所設置市）

(2) 事業の内容

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、事務職員を配置し、次の条件に該当する場合に助成を行う。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 定員60人以下の場合 | 事務職員を常勤換算で2人以上配置していること |
| ② 定員61人以上80人以下の場合 | 事務職員を常勤換算で3人以上配置していること |
| ③ 定員81人以上の場合 | 事務職員を常勤換算で4人以上配置していること |

注1 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所は除く。

(3) 補助単価 利用者1人あたり単価

- | | |
|------------------|---------|
| ①定員60人以下の場合 | 20,000円 |
| ②定員61人以上80人以下の場合 | 15,000円 |
| ③定員81人以上の場合 | 10,000円 |

注2 各年度の7月中における実利用者の人数に応じて助成を行う。

注3 実施期間(21~23年度)をとおして1事業所につき1回限りの補助に限る

3 補助割合 障害者施設：国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4
障害児施設：国1/2、都道府県（指定都市、児童相談所設置市）1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 ○ 原則、平成21年度中における助成とするが、平成21年8月以降に新規に事業を開始する事業所等については、平成22年度以降の助成も可能とする。

○ 事務職員の配置が助成基準を満たしていることについて、事業所が所在する都道府県に対して届出を行うこと。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係、障害児支援係

(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業

1 事業の目的

特別支援学校卒業生や就労経験のない入院中の精神障害者が、就労継続支援B型を利用しようとする場合、一旦就労移行支援事業又は就労継続支援A型を経なければならないとされているが、サービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に行うアセスメント（暫定支給決定）について、特別支援学校や精神科病院等と連携し、円滑にアセスメントを実施するため、体制整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- ① 特別支援学校在学中の障害者
- ② 入院中の精神障害者
- ③ 施設入所支援の障害者

に対し、関係者と連携し、就労支援の是非を判断するためのアセスメント（暫定支給決定）の実施に向けて調整するための会議等を開催、円滑にアセスメントを実施するための体制整備につき、助成を行う。

ア 実施主体 市町村

イ 助成対象 就労移行支援事業、就労継続支援A型

ウ 事業内容
就労系事業の適否を判断するためのアセスメント(暫定支給決定)実施を特別支援学校、医療機関等と調整(会議等開催)し、円滑なアセスメント実施のための体制整備を図る場合に助成を行う。

エ 補助単価 会議実施回数に応じ、経費相当分を事業所に対し助成。
1事業所あたり60,000円以内/1回(年10回を限度とする。)

オ 補助割合 国1/2, 都道府県1/4、当該事業所が所在する市町村1/4
※ 市町村の負担割合について、これによりがたい場合については、支給決定者数の割合による按分等によることも可能

カ 実施年度 平成21年度～23年度

3 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

(7) 地域移行支度経費支援事業

1 事業の目的

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。

- ・対象施設：障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。）身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホームB型
- ・対象者：対象施設に2年以上入所等している障害者（宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホームB型を除く対象施設に2年以上入所・入院していた者に限る。）であって、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者。
- ・対象物品：地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であってグループホーム等の共用物品は除く。）

(3) 補助単価 1人あたり30,000円以内

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※（精神科病院、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホームB型からの退院・退所については、国1/2、都道府県（政令指定都市）1/2）

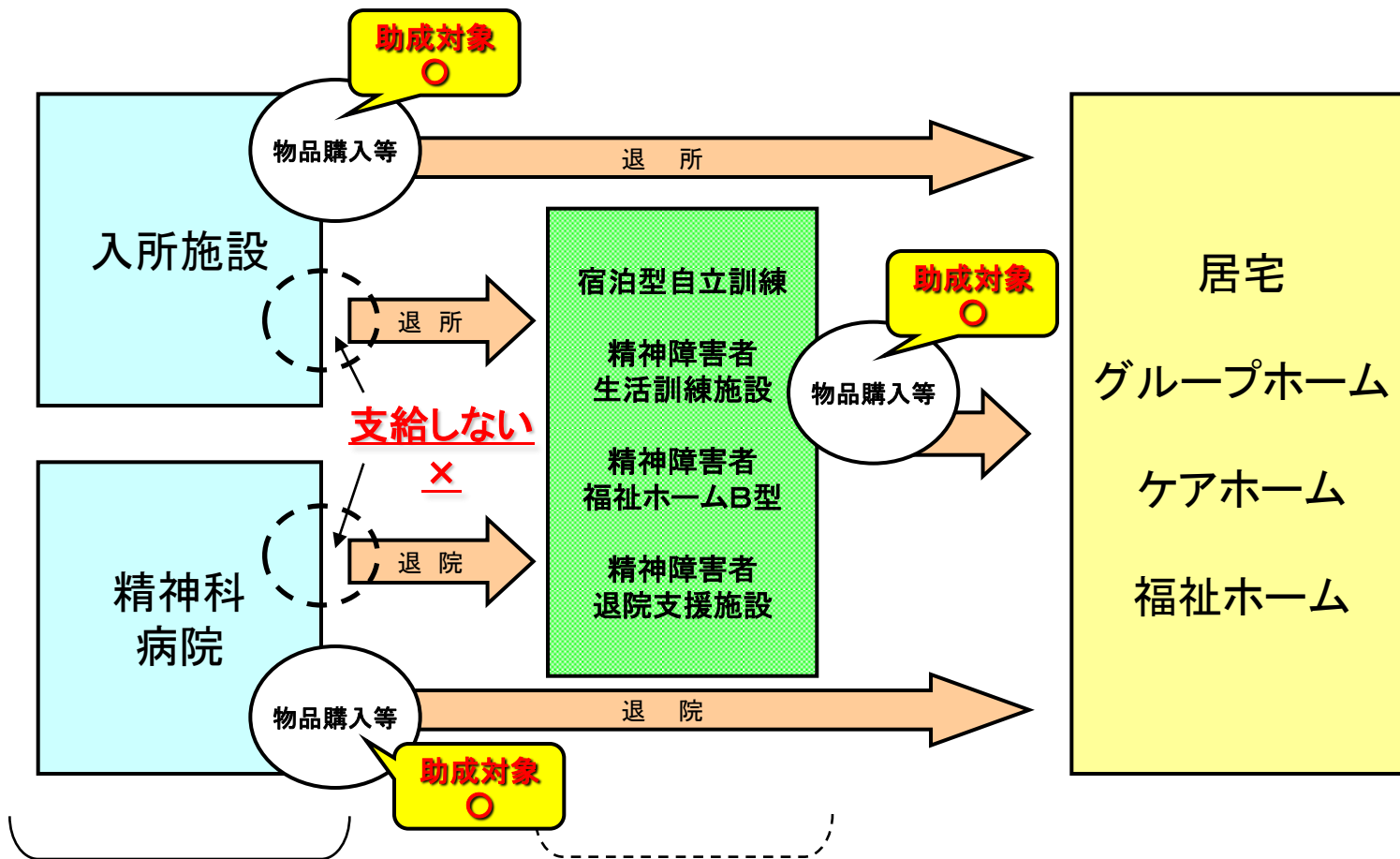
4 実施年度 平成21年度～23年度

5 留意事項

事業を行うに当たっては、都道府県等が対象施設に助成を行い、原則対象施設が対象者に現物をもって支給若しくは購入の支援又は現金の支給を行うこと。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

地域移行支度経費支援事業の助成対象



入所・入院期間が2年以上

※この期間は含まない

2 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

(8) 小規模作業所緊急支援事業

1 事業の目的

個別給付（生活介護、就労継続支援等）や地域活動支援センターなどの障害者自立支援法に基づくサービスへ直ちに移行できない小規模作業所が円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（障害者団体への補助）

(2) 事業の内容

障害者自立支援法に基づくサービスへの移行に向けて調整段階にあり、直ちに移行が困難である小規模作業所について、以下の要件を満たす場合に補助対象とする。

① 利用定員が概ね5名以上であり、原則として週4日以上利用できる小規模作業所

② 地域活動支援センター又は個別給付への新たな移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した小規模作業所

(3) 補助単価 1作業所あたり1,100千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成18年度～平成23年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 従来、民間団体を通じて国庫補助を行っていた小規模作業所に対する経過的な措置であることから、小規模作業所に精通した障害者団体を通じて協議・申請をさせる等の方法により実施すること。

(2) 平成23年度までに確実に移行が図られるよう、移行等支援事業や小規模作業所移行促進事業等、他の移行促進策の活用を促すなど、必要な助言を行うこと。

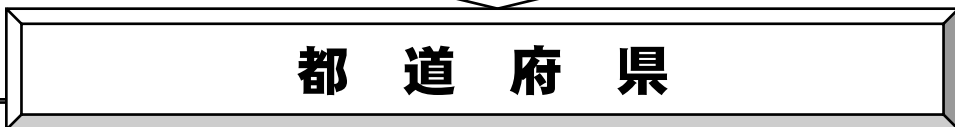
また、これらの移行促進策についても移行計画に位置付けること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

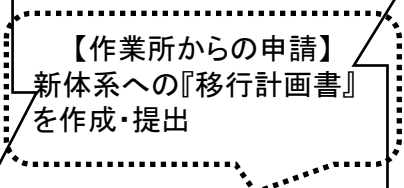
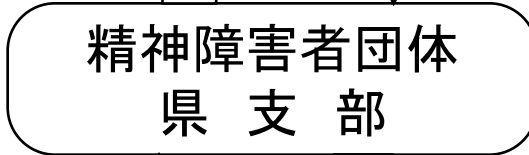
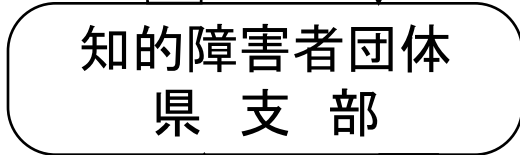
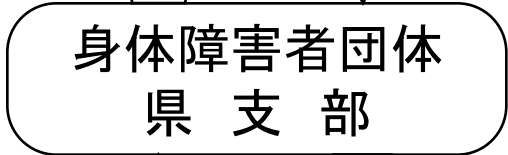
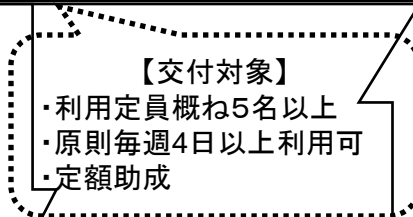
交付の仕組み（小規模作業所緊急移行支援事業）



交付



各団体県支部を經由して提出された『移行計画書』に基づき円滑な移行が見込まれるかを判断



申請

助成

申請

助成

申請

助成

申請

助成

(9) 障害者自立支援基盤整備事業〔拡充〕

1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、改修の②を除き、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

【 改 修 】

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事（移行後の訓練科目の変更等に伴う改修を含む。）
- ② ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備（施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等）の整備
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
- ④ その他基盤整備対策に資する改修工事

【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ③ NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事（既存の重症心身障害児施設等に新たに短期入所事業所を増築する場合を含む。）
- ④ その他基盤整備対策に資する増築工事

【備品購入】

①新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車両等の整備

※対象事業 就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練

② NICUの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備

※対象施設・事業 重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業

新【開設準備経費】

居宅介護事業所等が開設に当たって必要となる経費

※対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム

※対象経費：初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）

新【大規模な生産設備整備】

就労継続支援事業所に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

※対象施設：就労継続支援事業所

（効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象）

（3） 補助単価

- ・ 改修、増築、備品購入 1施設あたり20,000千円以内
（ただし、改修の②は2,000千円以内、改修の③及び備品購入は5,000千円以内）
- ・ 開設準備経費 1事業所（ケアホーム、グループホームは1共同生活住居）あたり
1,000千円以内
- ・ 大規模な生産設備整備 1施設あたり100,000千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 20年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係（施設整備担当）

(10) 移行等支援事業〔拡充〕

1 事業の目的

障害者自立支援法に基づくサービスへ移行できていない小規模作業所、旧デイサービス事業、旧精神障害者地域生活支援センターその他旧体系サービス事業者（以下、「小規模作業所等」という。）が、個別給付や地域活動支援センターなどへ円滑に移行できるようにするための事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（社会福祉法人等への委託可）

(2) 内容

① 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう支援する。

② 移行推進研修会開催事業

複数の小規模作業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計の処理等）、法人格の取得のための支援などを図るための研修会を継続的に実施する。

③ 移行定着支援コンサルタント派遣事業（新規）

新体系移行後に事業定着のためにコンサルタント等を派遣し支援する。

(3) 補助単価 1 都道府県あたり 16,000 千円

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成18年度～23年度

5 その他

障害者自立支援法に基づくサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施すること。
また、地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、積極的に個別給付への移行を促進すること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

(11) 障害者地域移行体制強化事業

1 事業の目的

新たなサービスへの円滑な移行に向けて、関連する各施策を強化するための各種の事業を、緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行をより一層推進することを目的とする。

2 事業の内容

地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等への移行のための支援、施設職員による包括的な地域移行支援への助成、地域生活支援の拠点化に関するモデル事業等を行う。

ア 障害者地域移行促進強化事業（別紙1のとおり）

イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業（別紙2のとおり）

ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）（別紙3のとおり）

エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業（別紙4のとおり）

オ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業（別紙5のとおり）

カ 医療観察法地域処遇体制強化事業（別紙6のとおり）

キ 精神障害者等の家族に対する支援事業（別紙7のとおり）

(別紙1) ア 障害者地域移行促進強化事業

(旧精神障害者退院促進等強化事業)

1 事業の目的

いわゆる退院可能な精神障害者の地域移行を図ることは急務であり、従来より地域移行を推進してきたところであるが、長期入院患者の動態等について大きな変化がみられていないところである。

こうした状況を受け、平成20年4月より、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を開催し、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援に関連する事項について議論を行い、先般中間まとめを行ったところである。

これを受けて今後とも、各都道府県が全域的にさらに施策を展開していくためには、地域移行に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす地域移行に関する専門家を養成するとともに、地域住民への説明会等を実施し、障害者の円滑かつ効果的な地域生活への移行を図ることを目的とする。

また、同様に、身体障害者や知的障害者の地域生活移行も障害者自立支援法における重要な課題であり、これらの者の地域生活移行に関する研修を実施する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 地域移行に関する専門家等の養成研修

【対象者】相談支援専門員、保健師、精神保健福祉士 等

【研修内容】長期入所・入院者への支援に必要な知識・技術の習得、地域移行先進地区における実習、矯正施設等退所者・医療観察法対象者の地域移行支援に必要な知識の習得 等

② 地域移行に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】市町村職員、地域住民、障害福祉サービス事業所・施設 等

【研修内容】障害者の特性の理解、元長期入所者・入院者の体験談、施設・病院見学、矯正施設等退所者・医療観察法対象者の特性の理解 等

- (3) 補助単価 研修企画：1都道府県あたり610千円以内
研修実施：1障害福祉圏域あたり2,000千円以内

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

(別紙 2) イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業

1 事業の目的

グループホーム・ケアホームについては、障害者の地域生活への移行を進めるため非常に重要なものであるが、利用者数は増えているものの障害福祉計画における目標は下回っている状況である。

そのため、アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の負担を軽減し、より一層整備を進めることによって障害者が地域で暮らせるための受け皿の整備を行うこと目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。

(3) 補助単価 入居者 1 人あたり 1 3 3 千円以内

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 平成 1 8 年度～ 2 3 年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

(別紙3) ウ 地域移行支援事業 (障害児施設からの家庭復帰を含む)

1 事業の目的

地域生活を希望する施設入所者が、安定した地域生活への移行ができるよう、当該施設入所者への支援に慣れている職員による包括的な地域移行支援に対して、一定の助成を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

入所施設職員の地域移行支援により、施設入所者が地域生活へ移行した場合又は障害児施設入所者が家庭生活へ復帰した場合について、施設からの退所者1人につき当該入所施設に対して助成を行う。

・対象事業：施設入所支援、療養介護、障害児施設（入所）

・算定条件：6ヶ月以上の入所を行っている利用者について、地域生活移行へ向けた個別支援計画に基づき、居宅生活（注）への移行支援を行うとともに、地域生活の定着を図るため退所後3ヶ月以上の継続的な支援を行っていること。

（注）福祉ホーム又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居における生活を含む。

(3) 補助単価 50,000円

3 補助割合 定額（10/10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係、障害児支援係

(別紙 4) エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業

1 事業の目的

入所施設又は病院から地域生活へ移行した障害者など地域に住む障害者が安心した生活を継続するためには、地域の中で様々なサポートを行っていくことが必要である。

様々な既存の社会資源等を組み合わせて活用するなどにより地域生活支援の拠点化を図り、面的な支援体制を構築していくことにより、障害者の安心した地域生活への移行及び安定した地域生活の維持・継続の確保を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業に対して助成を行う。

(事業のイメージ)

- ・ 下記の例のような事業を組み合わせることにより、地域内の事業者や関係機関の連携による24時間サポート（体調不良や精神的な不安定時における緊急対応や危機介入を行うことで、地域移行後の安定した暮らしと地域生活の維持・継続を図る等）体制づくり

（例）相談支援事業、ホームヘルプサービス、居住サポート事業、短期入所、ケアホーム（または宿泊型自立訓練、障害者支援施設）、ピアサポート、訪問看護 等

- ・ 既存の事業間または事業者間の調整を図るためのコーディネーターの配置
- ・ 障害福祉サービスを利用していない地域の障害者（特別支援学校から直接就労した者等）に対する支援体制づくり

(3) 補助単価 1か所あたり9,000千円以内（各都道府県1か所程度）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

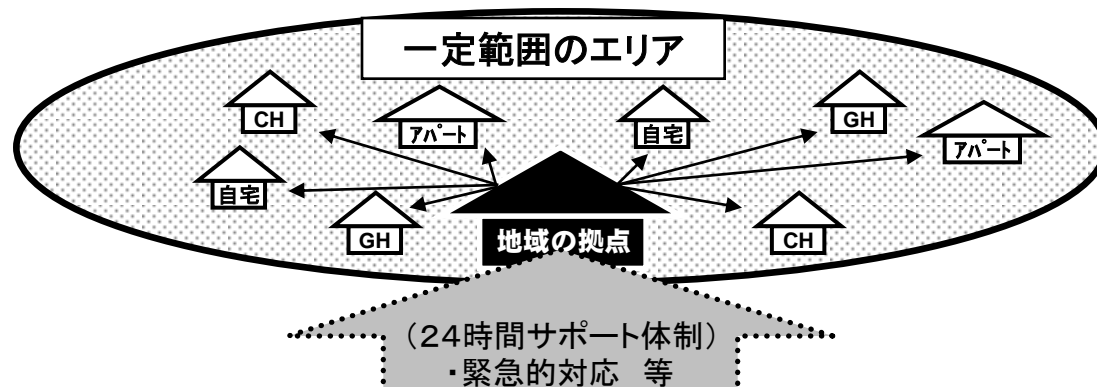
5 留意事項

次の事項を助成の要件とする。

- ① 本事業の実施にあたっては、あらかじめ登録した一定の地域内の障害者を対象に、地域において24時間の対応が可能な体制（既存事業の組み合わせ可）を基本とすること。
- ② 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会の関与を求めること。
- ③ 当該事業の実施後は、モデル事業実施報告を各都道府県へ提出すること。
- ④ 事業者間の調整を図るに当たっては、必要に応じて市町村等も協力を行う。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 ～イメージ～



(組み合わせる事業の例)

◆ ケアホーム

または

宿泊型自立訓練

または

障害者支援施設

◆ 相談支援事業

◆ 居住サポート事業

◆ コーディネーター配置

◆ 短期入所事業

◆ ホームヘルプ事業

◆ ピアサポート

◆ 訪問看護事業

基金事業で実施

(モデル事業報告を提出)

(別紙5) オ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業

1 事業の目的

矯正施設等を退所した障害者については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、退所後に地域社会に復帰するための福祉的な支援が不十分な状況である。

そのため、障害者支援施設等への受け入れを行う際の調整や施設における受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援を行い、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 矯正施設退所者等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援

② ①での受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム又はグループホームで受け入れるための支援

【主な事業内容】

- ・施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保（当該利用者がケアホーム等の報酬（地域生活移行個別支援特別加算）の対象となる前の人件費を含む）のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援
- ・矯正施設等との調整
- ・退所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催支援 等

※地域生活定着支援センターや保護観察所等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に対応

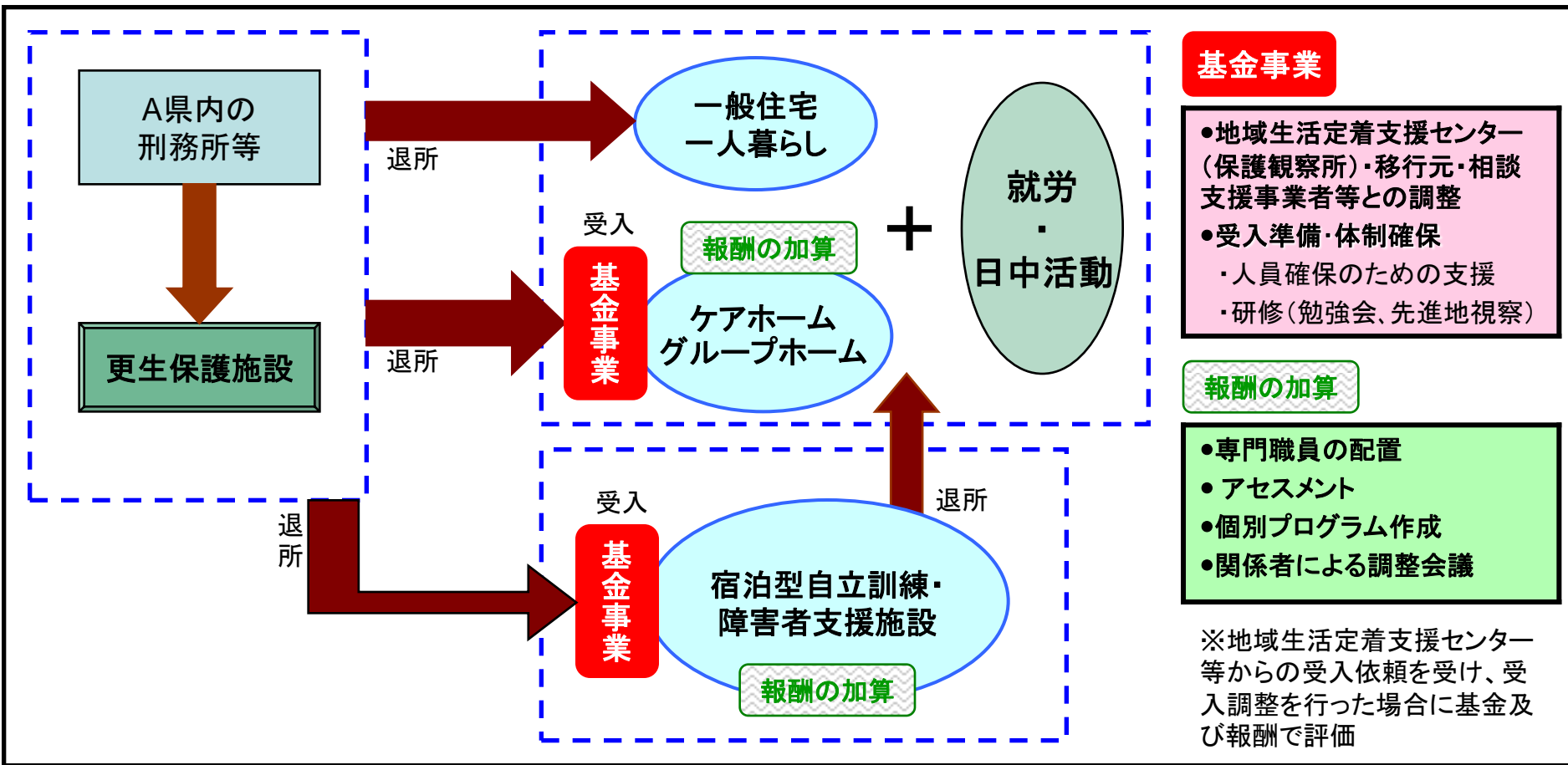
(3) 補助単価 ①②ともに1件あたり1,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行について



基金事業

- 地域生活定着支援センター（保護観察所）・移行元・相談支援事業者等との調整
- 受入準備・体制確保
 - ・人員確保のための支援
 - ・研修（勉強会、先進地視察）

報酬の加算

- 専門職員の配置
- アセスメント
- 個別プログラム作成
- 関係者による調整会議

※地域生活定着支援センター等からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に基金及び報酬で評価

連絡・調整

A県保護観察所

A県（各都道府県設置）
地域生活定着支援センター

相談支援事業

(別紙6) 力 医療観察法地域処遇体制強化事業

1 事業の目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく対象者の地域処遇支援を充実・強化させるため、「地域社会における処遇のガイドライン」に基づく地域処遇関係機関の基盤構築を図るとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法対象者を新たに受け入れる障害福祉施設等に対し適切に支援することで、継続的な医療提供の確保と社会復帰を促進し、障害者自立支援法の目的である障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業

法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、地域の援助関係機関との連絡調整の下に実施する訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保する。

② 障害福祉施設等入所時支援事業

障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、当該家族及び入居法対象者等の居宅及び指定入院医療機関等への訪問による入所後の生活にかかる相談援助や、精神保健福祉士等の福祉スタッフを確保するなど、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に助成を行う。

(3) 補助単価 ①：1都道府県あたり3年間で22,400千円以内

②：1都道府県あたり3年間で4,600千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室 指導係

報酬改定及び基金事業による対応(案)について

[障害福祉サービス報酬改定(平成21年4月)]

○医療観察法に基づく指定入院医療機関を退院した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、これら利用者に係る受入体制の整備及び関係機関との連携等について、新たに報酬上の評価を行う。

退院決定等

受入準備期

障害福祉施設等への受入

[障害者自立支援対策臨時特例交付金(医療観察法地域処遇体制強化事業)]

[障害福祉施設等入所時支援事業]

○法対象者の障害福祉施設等における受入支援

[医療観察法地域処遇体制基盤構築事業]

○法対象者の障害福祉施設等における受入後の支援体制の確立

報酬改定による対応と基金事業による対応により、切れ目のない地域処遇を展開

事前調整

障害福祉サービス事業者

相談支援
地域ケア実施

保護観察所(居住地)
社会復帰調整官

都道府県
[精神保健福祉センター・
保健所等]

コーディネーターの配置

居住地の精神保健医療福祉
のネットワーク

指定医療機関

市町村
[福祉事務所等]

(別紙 7) キ 精神障害者等の家族に対する支援事業

1 事業の目的

精神障害者等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要であることから、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成を行う。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村の実施も可）

(2) 事業内容

- ① 精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備に対する助成。
- ② 精神障害者等の家族同士が交流する催しに対する運営費の助成。

(3) 補助単価（1 障害福祉圏域あたり）

- ① 交流スペースの整備に対する助成 3, 000 千円以内
- ② 交流事業の運営に対する助成 600 千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度まで

5 事業担当課室・係 精神・障害保健課 企画法令係

(12) 一般就労移行等促進事業

1 事業の目的

障害者自立支援法では、就労移行支援事業等により、障害者の就労支援を実施しているが、これをさらに充実させるため、一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援や工賃引き上げ、及び就労の機会の場について、さらなる促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成、及び就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。

ア 職場実習・職場見学促進事業（別紙1のとおり）

イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業（別紙2のとおり）

ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業（別紙3のとおり）

エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業（別紙4のとおり）

オ 離職・再チャレンジ支援助成事業（別紙5のとおり）

カ 目標工賃達成助成事業（別紙6のとおり）

キ 就労継続支援A型への移行助成事業（別紙7のとおり）

(別紙1) ア 職場実習・職場見学促進事業

1 事業の目的

職場実習等は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合にその費用を助成することとし、もって職場実習等の受入先の確保を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 実施方法

職場実習を受け入れる予定の企業は、①実習内容、②これまでの実習の実績、③職場実習派遣元事業所（施設）名、④職場実習年間受入予定（可能）人数、及び⑤当該受入に際し必要な備品等の購入に要する額等を都道府県に対し申請し、都道府県はこれらの内容を審査した上で助成する。

なお、本事業費により職場実習環境を構築した企業は、都道府県が「職場実習受入企業」として広く公表し積極的な受入を促すこと等により、今後効果的かつ継続的な職場実習を図ることとする。

また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が企業見学を実施する場合は、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力した上で、障害者を雇用している企業に対し依頼・実施すること。

② 対象企業・事業所

- ア 就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）事業、授産施設（3障害、通所・入所・小規模）から職場実習等を継続的に受け入れる民間企業（職場実習のための受入設備更新等）
- イ 就労移行支援事業者・就労継続支援事業者（A型・B型）（企業見学を企業に依頼・実施する場合）

(3) 補助単価

- ア 5,000千円以内（1企業あたり）
- イ 20千円（就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
（企業見学実施の場合、1回あたり（参加人数は家族等含め5人以上））

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

(別紙2) イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業

1 事業の目的

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業の移行促進のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を助成することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

都道府県内の各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの立ち上げの調整のために開催した会議、情報共有化を目的としたホームページの構築、研修会、先進地視察等に要する費用を助成する。

なお、これらの事業を各ネットワーク内の幹事事業者に委託することも可能。

(3) 補助単価 1 障害福祉圏域あたり 1, 000 千円以内(年間)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成18年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

6 留意事項

- ① ネットワークの構築にあたっては、ハローワークが対応することとなっているチーム支援や、特別支援連携協議会等との調整を図った上で実施すること。
- ② 「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」(基金事業(新規))を実施するにあたり、当該ネットワークにおいて活用を検討すること。

(別紙3) ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業

1 事業の目的

障害者自立支援法においては、障害者が経済的にも地域で自立して暮らすことができるよう、障害者の就労支援を充実強化し、一般就労への移行を促進しているところである。

これを効果的に実施するためには、施設内での生産活動だけではなく施設外での職場実習や求職活動などが有効であることから、施設外就労、施設外支援を実施しているところ。これらを通じ、一般就労へのインセンティブをより促進する観点から、施設外就労・施設外支援を行い一般就労に結びついた場合に助成を行う。

2 事業の内容

一般就労の促進の一環として、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労者を出した事業所に対して助成を行うことにより、一般就労への移行の促進を図る。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において、施設外就労・施設外支援を行い一般就労に結びついた場合に助成を行う。(施設外就労・施設外支援を利用せずに一般就労した場合は対象としない。)

ウ 補助単価 就労した利用者1人あたり100千円(1回限り)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成21年度～23年度

3 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1)施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。

(2)他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。

(3)障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

4 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

(別紙4) エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法においては、就労移行支援事業等の就労系サービスを利用することにより、地域の企業への一般就労に移行する障害者の増加を目指しているところであるが、今後は、就労が成功した後の就業生活における困難に対する支援や、障害者雇用を考えている企業に対して職務内容等に対する提案を実施し、障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図ることが必要不可欠である。このため、就労移行支援事業等を利用し、次の事業を実施する。

2 事業の内容

就労移行支援事業者が、利用者の一般就労に必要な社会的課題を分析した講座等を企画・開催することや、既に就労している障害者に対して障害者就業・生活支援センター等と協力し、勤務時間外に行う就労を定着していくために必要な研修会、自主交流会等を企画・実施。また、障害者の雇用を検討する企業の就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が職務内容等を提案し、障害者を雇用する企業の開拓を図る。

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業内容

- ① 就労移行支援事業において利用者に対して、福祉専門職員等や地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、社会適応訓練等に関する講座を企画・実施する場合に助成。
- ② フォローアップの一環として、就労移行支援事業において一般就労した者を対象に勉強会・自主交流会等を実施する場合に助成。
- ③ 就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、障害者就業・生活支援センター等と協力し、実際に障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施した場合に助成。

(3) 補助単価

以下の内容を5回以上実施した場合、回数に応じて1回あたり20,000円を助成(年間最大36回まで助成)。

- ① 社会適応等に関する講座企画・開催
- ② 勉強会・自主交流会企画・開催
(当該事業所を利用し、一般就労した利用者を対象者とする)
- ③ 障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施

- 3 補助割合 定額(10/10)
- 4 実施年度 平成21年度～23年度
- 5 事業担当課室・係 障害福祉課就労支援係

(別紙5) オ 離職・再チャレンジ支援助成事業

1 事業の目的

障害者が何らかの形で離職の危機を迎えている場合、その把握が難しく、離職した場合、意欲を失って再度就労する意欲をなくしている状態の者が多く、働ける可能性を奪っているケースが少なくない。そこで、意欲をなくす前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも、再度、一般就労への移行を支援することを目的とし、次の事業を実施する。

2 事業の内容

離職の危機を迎えている者、やむを得ず離職した者について、支援を実施した場合に助成を行う。

- (1) ① 実施主体 都道府県
- ② 対象事業所 就労移行支援、就労継続支援A型・B型・旧法授産施設

(2) 事業内容：

対象の事業者が

- ① 離職の危機を迎えている者への対応

(状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた調整を実施)

- ② やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供

などにかかる支援を本人・親・事業所に実施した場合に助成する。

・ 要件

- ① 本人と企業との調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施
- ② やむを得ず離職する場合でも、離職前に一定期間、企業内での環境改善や本人の復職に向けた調整を企業・本人等の間で実施
- ③ 離職の際、障害者就業・生活センター及びハローワーク等と連携
- ④ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を行う。

- (3) 補助単価 1人1回につき40,000円を事業所に対し助成。

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課就労支援係

【参考】 離職回避等支援フロー(イメージ)

就職

SOSの
サイン

再就職

就職後
一定期間
を経過

復職

状況確認

本人
親
雇用主
同僚

課題整理

環境調整等

状況改善

離職

再訓練に向けた調整

支給決定

就労移行支援
の再利用

(3~5日程度)

(1週間程度)

(1か月程度)

(3~5日程度)

<事業所からの訴え(例)>

- ・当事者の適性を見極められない
- ・周囲の労働者との良質な関係を維持できない
(休みが多い、さぼる、盗癖、嘘をつく等々)
- ・事業縮小による人員整理

<当事者の訴え(例)>

- ・良き理解者であった上司等の異動による不安
- ・必要な作業ルーチンをこなせない
- ・他の職務部署に移りたい
(転属希望)

<生活自体の不安から来る訴え(例)>

- ・他職種に移りたい(転職希望)
- ・家族等が本人の生活基盤を脅かしていたり、理解が得られない。
- ・病気・災害が発生したため、継続就労が困難
- ・引っ越し／結婚(離婚)／家族との死別等の発生に起因

<課題整理・環境調整>

- ① 過去に行われた支援内容を確認
- ② 現在のフォローアップ計画(体制)検証
- ③ 必要な関係機関によるケア会議を開催
- ④ 個別支援計画(ケア計画)作成

<事業所の調整例>

- ・部署配置換え
- ・インターシフト実施による適性見極め
- <当事者への支援例>
- ・家庭との分離
- ・金銭管理
- ・SSTプログラムの実施
- <家庭への支援例>
- ・家庭への支援
- ・生活支援サービスの適用

<ケア会議>

- ・企業事業所担当者
- ・支援担当者
- ・本人／家族及び支援機関等
(ハローワーク／就業生活支援センター等)

<離職にかかる手続き等への支援>

- ・離職の場合には、離職届や失業給付の取得などの支援を必要に応じ行う
(事業主、ハローワーク向けと当事者向け)

<福祉サービス等の再利用にかかる支援>

- ・福祉サービスによる再支援を希望する場合には、地域の福祉を通じ、法的な手順に沿って進める。

離職回避等に向けた支援

(別紙6) カ 目標工賃達成助成事業

1 事業の目的

就労継続支援B型において働く障害者の工賃引き上げを支援することを目的とし、次の事業を実施する。

2 事業の内容

就労継続支援B型においては前々年度の工賃を超えるなど、一定の要件を満たした場合、報酬加算において、「目標工賃達成加算」を設けているところであるが、工賃引き上げを実施した事業所への評価枠を広げることで、さらに多くの事業所が「工賃倍増5か年計画」による工賃引き上げが実現できるよう、助成を行う。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労継続支援B型における工賃について、下記の要件を満たした場合、事業所に対して助成を行う。
次年度の平均工賃月額20%以上の増額を工賃の達成目標に掲げ、一定程度の成果を上げている事業所に対して助成。

ウ 補助単価

次年度(21年度も含む)の平均工賃月額20%以上増額を工賃の達成目標に掲げ、かつ、
① 工賃を30%以上引き上げた事業所:利用者1人につき15,000円
② 工賃を20%以上引き上げた事業所:利用者1人につき7,500円
を事業所に対して助成。(年度につき1回限り)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成21年度～23年度

3 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

(別紙 7) キ 就労継続支援 A 型への移行助成事業

1 事業の目的

障害のある方が自立した生活を送るためには、障害者の就労の機会を提供することが重要であり、一般就労への移行と同時に、就労継続支援の場において、より高い賃金（工賃）を支給することが有効となるが、就労継続支援 B 型等の事業者が、雇用契約に基づき、高い賃金を実践している就労継続支援 A 型への移行を促進し、障害者の就労の充実を図るため、現在就労継続支援 B 型・旧法授産施設の事業者が就労継続支援 A 型への移行のために必要となる経費の助成を行う。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 助成対象
就労継続支援 B 型・旧法授産施設

(3) 事業内容
以下の事業を実施した場合、助成を行う。

① 就労継続支援 A 型の移行に際して、新たな事業への転換・開拓・開発や、障害者雇用に対する経営ノウハウを持った関係者（就労継続支援 A 型事業者代表、特例子会社関係者、企業関係者、ジョブコーチ等）との協議に必要な経費。

② 先進的な就労継続支援 A 型事業所等を訪問してヒアリングを行う等、ノウハウを得るための視察等を行う経費。

③ 中小企業診断士による相談・経営診断等により、就労継続支援 B 型事業者等が就労継続支援 A 型へ移行の準備を行う際、移行後の経営計画の策定等を行うノウハウを身につけるために必要な経費。

(4) 補助単価 1 事業所あたり 600 千円以内

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 平成 21 ~ 23 年度まで

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

(13) 小規模作業所移行促進事業

1 事業の目的

利用者数が少ないために障害者自立支援法に基づくサービスに移行することが困難な小規模作業所の移行を支援するため、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村及び社会福祉法人等に委託可）

(2) 事業の内容

① 複数の小規模作業所同士が統合するまでの間に必要となる小規模作業所間の調整・連携を図るための職員（非常勤職員）の雇上費の助成を行う。

② 統合に向けて近隣の小規模作業所が一堂に会して、小規模作業所同士の情報交換、意見交換等を行い交流を深める会を設けるとともに、他の先進地を視察し、統合に向けたノウハウを得るために必要な経費等に対して助成を行う。

(3) 補助単価 1都道府県あたり 10,000千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業

1 事業の目的

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であるが、各市町村の取組状況に差があり、人材不足等により体制の整備が進んでいない地域もある。

今後、障害者自立支援法3年後の見直しによる制度改正を踏まえ、一層相談支援事業のニーズは高まっていくと予測されるため、早急に各地域における相談支援体制の底上げを行うとともに、一層の相談支援の充実強化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（イからオについては市町村が実施することも可能とする。）

(2) 事業の内容

ア 特別アドバイザー派遣事業

○ 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。

○ 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。

- ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
- ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的で丁寧な支援

(例) 小規模市町村が圏域単位で相談支援体制を共同で実施する場合のアドバイス
地域自立支援協議会に参加して、会議の持ち方や運営方法等について具体的にアドバイス等

- ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

イ 相談支援発展推進支援事業

相談支援事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）の新規の立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や事業を発展させるための求人、広告及び従業員の研修等について支援する。

ウ ピアサポートセンター等設置推進事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合や、都道府県が自ら行う場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施するセンターを設置する場合に必要な設備整備やサポーターの研修等について支援する。

エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業

居住サポート事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等について支援する。

オ 地域自立支援協議会運営強化事業

○ 社会資源の評価・開発・改善、相談支援事業所の評価等を行うためのツールの導入。（個別事例を効率的に整理するためのシステムの導入等）

○ 社会資源マップの作成。

○ 地域自立支援協議会の事務局職員及び関係者に対する、先進地の自立支援協議会の視察等の研修会等の実施。

○ 利用者向け社会資源の紹介や関係機関相互の情報共有に資するため、ちらし・パンフレットの作成・配布やホームページの立ち上げ、運営。

（注）社会資源の具体的な情報（写真、従業員のコメント等）を盛り込み、利用者にも分かりやすいものにするなど工夫すること。（地域自立支援協議会において内容の検討を行うこと。）

- (3) 補助単価
- ア：1 都道府県あたり3年間で22,000千円以内
 - イ：1 か所あたり1,200千円以内
 - ウ：1 か所あたり1年間で1,900千円以内
 - エ：1 障害福祉圏域あたり1,000千円
 - オ：1 都道府県あたり5,000千円（システム導入分）
1 障害福祉圏域あたり 1,000千円（その他分）

- 3 補助割合 定額（10／10）
- 4 実施年度 平成21年度～23年度
- 5 事業担当課・係 障害福祉課 相談支援係

(15) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業

1 事業の目的

障害児を育てる保護者は、一般の子育てグループに入ると疎外感などを感じることから、子育てグループの利用を敬遠しているケースがあり、気軽に育児についての不安を打ち明ける場所がない。

そこで、このような親の不安解消のための交流の場を整備し、気軽に利用できるような仕組みとすることで、障害児を抱える親の育児不安の軽減を図るものである。

また、障害児の親は切れ目のない一貫した支援を望んでおり、個人情報保護に留意しつつ、個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成するものである。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村の実施可）

(2) 事業の内容

障害児を育てる親の相談支援充実のため、以下の事業等を実施する。

① 障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置

② 障害児支援情報共有システム構築事業

〔 ・ 支援ファイルの作成や、関係機関で共有するためのネットワークシステムの構築
・ 上記システム等を導入するための研修
等 〕

※ 障害児（者）（発達障害児（者）を含む。）を対象とする。

(3) 補助単価 (2) ① : 1 障害福祉圏域あたり 1,500 千円以内

(2) ② : 1 障害福祉圏域あたり 1,000 千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

(16) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法・児童福祉法（以下「支援法等」という。）の改正に伴い、地方自治体において一時的に必要な施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって支援法等に基づく障害児者支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容

支援法等の改正に伴って必要となる都道府県又は市町村における以下の経費について助成を行う。

ア サービス利用者、事業所等に対する制度改正内容等の広報啓発経費

イ 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費

ウ その他、支援法等の改正に伴い、一時的に必要な事務処理に要する経費

(3) 補助単価 各都道府県ごとに別に定める額

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成18年度～23年度

5 その他

都道府県は、国保連合会のシステムの改修に係る経費について、市町村の委託料の低減を図る等システム全体の安定的な運用を確保する観点から、地域の実情に応じて支援することができるものとする。

6 事業担当課室・係 企画課 自治体支援係

(17) 相談支援充実・強化事業

1 事業の目的

障害者に対する相談支援については、障害者自立支援法に関する情報の周知や自宅にひきこもっている者に対する家庭訪問など、充実・強化のための支援措置を講じたところであるが、相談支援体制の整備は徐々に進んできているものの、未だ体制が整っていない地域も少なくなく、本事業に取り組めていない自治体もある。

また、障害者自立支援法3年後の見直しにより、さらに制度の周知を行う必要もあることから、本事業を継続して実施し、一層の相談支援の充実・強化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村（指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可）

(2) 内容

障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～23年度まで

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないよう、きめ細やかな相談支援を実施すること。

(2) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 相談支援係

(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業

1 事業の目的

地域移行による地域での生活を現実なものとしていくため、施設が地域の拠点機能として、地域住民の理解や支援力を高めるための取り組みを行うことにより、地域の受け入れ体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（日中活動系の障害福祉サービス事業所及び旧法入所施設へ委託可）

(2) 事業の内容

以下の内容の事業を実施するために必要となる初期的な経費について助成する。

① 人づくり・まちづくり事業

- ・ 住民参加によるサポーター等の育成を図るなど、地域の支援力を高め、インフォーマルサービスを醸成するための研修等の実施。
- ・ 新たに地域生活を開始する障害者等に対し、町内会等の小地域の住民組織単位による取り組みとして日常的な見守りを行うなどの活動を育成・支援。

② 地域住民を対象とした普及啓発事業

障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、障害福祉サービス事業者等が行う、①の方向に向け小地域単位の住民を対象とした普及啓発（町内会等の住民組織、非営利組織等に対し、障害の特性、必要な配慮などについての理解を深めるための研修会開催やパンフレットを作成し、より深い啓発・指導等を実施）などの活動を育成・支援。

(3) 補助単価 1 障害福祉圏域あたり 1, 500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

(19) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

1 事業の目的

訪問系サービスについては、市町村に対する国庫負担の上限額となる国庫負担基準を定めているが、都道府県地域生活支援事業により、重度障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する自治体を対象に一定の財政支援を可能としている。

しかしながら、市町村においては、利用者が1人であってもその者が人工呼吸器を装着するなど最重度障害者の場合等、重度障害者の割合が高くなくても国庫負担基準を超過してしまう事例がある。

また、今般、社会保障審議会障害者部会の議論において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、基金等による市町村に対する財政支援が必要である旨の指摘を受けているところであり、国庫負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

次に掲げる要件を満たす市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村

② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村（地域生活支援事業の補助対象市町村にあっては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。）

(3) 助成額

当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、都道府県が必要と認める額を助成額とする。

ただし、次に掲げる市においては、次に掲げる金額の範囲内で都道府県が必要と認める額を助成額とする。

① 人口30万人以上の市

「当該年度の国庫負担基準額に50%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額

② 人口10万人以上30万人未満の市

「当該年度の国庫負担基準額に100%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

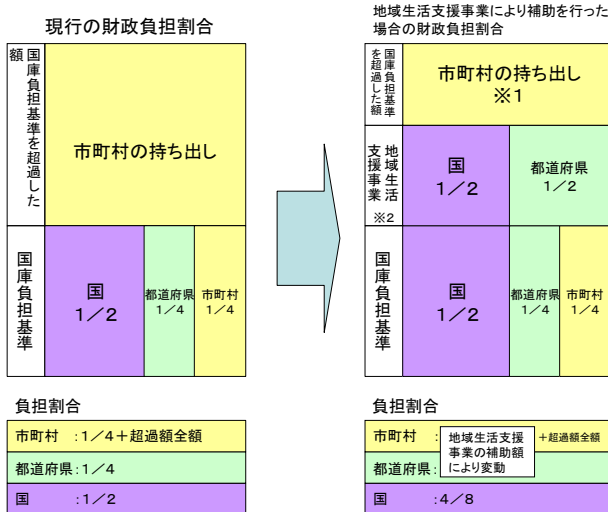
4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 訪問サービス係

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の助成対象

平成21年3月まで

地域生活支援事業により補助

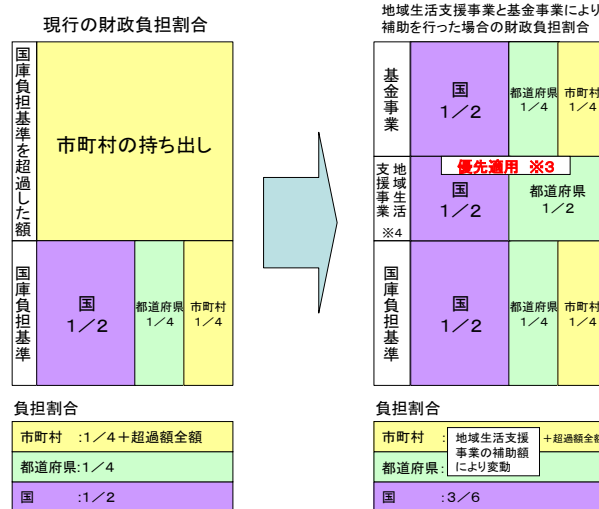


※1 地域生活支援事業により一定の基準による補助を行っても、なお超過分がある。

※2 訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が25%超であれば対象。

平成21年4月から

地域生活支援事業と基金事業により補助を行った場合

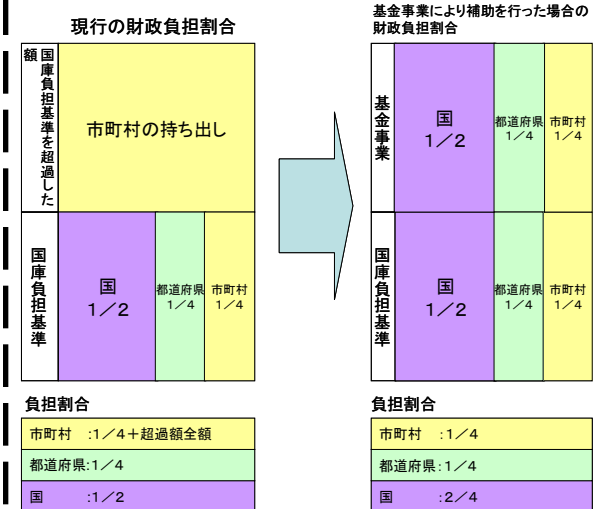


※3 訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が10%超であれば地域生活支援事業の対象となり、その場合には地域生活支援事業による補助を優先適用する。

※4 地域生活支援事業によってもなお超過負担が生じる場合、基金事業により補助。

平成21年4月から

基金事業により補助を行った場合



対象市町村

・訪問系サービス利用者のうち、重度訪問介護利用者の割合が10%以下の市町村。

(20) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業

1 事業の目的

精神障害者社会復帰施設は平成23年度末までに新体系サービスに移行することとなっているが、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホームB型については、施行から2年以上経っているにも関わらず、移行状況が著しく低調な現状となっている。

このため、精神障害者生活訓練施設や精神障害者福祉ホームB型が新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は指定都市

(2) 助成対象

① 精神障害者生活訓練施設

② 精神障害者福祉ホームB型

※ 原則として、平成21年度に新体系サービスへ移行することを予定している施設を対象とする。ただし、平成21年度に移行を予定している施設を優先とした上で、平成22年度に移行を予定している施設を対象とすることも可とする。

※ 地域生活支援事業の福祉ホームも対象とすることができる。

(3) 事業内容

① 新体系への移行に際して、関係者（精神科病院の医師、周辺施設の代表者、利用者又は利用者の家族等）との協議の場の設置や、既に新体系サービスへ移行している事業所を訪問してヒアリングを行う等、ノウハウを得るための視察等を行う費用についての助成。

② 精神障害者生活訓練施設や精神障害者福祉ホームB型等の福祉ホームが、新体系サービスへ移行する準備を行うため、移行後の経営計画の策定等を行う職員の雇い上げ経費等の助成。

(4) 補助単価 1施設あたり 2,500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～22年度まで

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

(21) 移行定着支援事業（新規）

1 事業の目的

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が継続して利用し、定着できるように実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村への委託可）

(2) 内容

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した場合に経過的に生じる以下の経費について、2年間に限り助成を行う。

① 新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入等に要する費用。

② 移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるようにするための経過的な施策に必要な費用。

(3) 補助単価 1事業所当たり初年度1,000千円以内、2年度目500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

事業の実施に際しては、実施する施策の内容・スケジュール等を添付すること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

(22) その他法施行に伴い緊急に必要な事業

○事業の内容

- ア 事業者コスト対策（別紙1のとおり）
- イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置（別紙2のとおり）
- ウ オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業（別紙3のとおり）
- エ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業（別紙4のとおり）
- オ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業（別紙5のとおり）
- カ 福祉機器相談基盤整備事業（別紙6のとおり）
- キ コミュニケーション支援広域支援検討事業（別紙7のとおり）
- ク 障害者スポーツ特別振興事業（別紙8のとおり）
- ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業（別紙9のとおり）

(別紙1) ア 事業者コスト対策

1 事業の目的

障害者自立支援法の抜本的見直しが行われるため、これに伴う請求システムの改修経費や、諸物価の高騰等による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、引き続き追加的な事業者コスト対策として助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

①事務処理コスト対策

平成21年度報酬改定に伴う請求システム改修にかかる費用について一定額を助成

②諸物価高騰対策

諸物価高騰によるコストの増加分について一定額を助成（都道府県ごとに助成単価を設定）

<助成額対象事業者等>

①事務処理コスト対策

(旧体系) 平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は障害児施設

(新体系) 平成20年度までに指定を受けた居宅介護（重度訪問介護及び行動援護を含む。）、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助を行う事業所又は障害者支援施設

②諸物価高騰対策

(旧体系) 平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は障害児施設

(新体系) 平成20年度までに指定を受けた療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を行う事業所又は障害者支援施設

(3) 補助単価 ①事務処理コスト対策 1施設・事業所につき100千円と現に要する費用のいずれか少ない金額

②別に示す額（昨年度と同額）

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成20年度

※事務処理コスト対策について、請求システムの改修がやむを得ず翌年度に行われる場合は、21年度の実施も可能

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

(別紙 2) イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者 に対する負担軽減措置

1 事業の目的

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者であって、かつ引き続き「療養介護事業」を利用している低所得1及び低所得2の者に対し給付を行う。

(3) 給付額

同事業は、あくまで激変緩和の観点から行うものであって、療養介護施行以前に比して大幅な負担増を考慮の上、平成23年度までに限り実施するものであること。

なお、給付額については、平成18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から平成18年9月の利用者負担額の2倍の額を差し引いた額を目安とすること。

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

4 実施年度 平成19年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

(別紙3) ウ オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者) 対応トイレ設備緊急整備事業

1 事業の目的

地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

・オストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行う。

(3) 補助単価 1か所あたり1,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 オストメイトが頻繁に利用する公共施設等に整備するものとする。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(別紙4) エ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業

1 事業の目的

地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備するとともに、平成23年のデジタル放送への移行に伴う緊急支援を行うことにより、障害者への情報支援の充実を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村（(2)の③は市町村のみ）

(2) 事業の内容

①視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行う。

②音声コード普及のための研修及び広報を行う。

③平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、現在、聴覚障害者用情報受信装置を利用する者に対し、緊急支援を行う。

(3) 補助単価

① 1 都道府県又は 1 市町村あたり 1, 0 0 0 千円以内（未実施自治体のみ）

② // 3 0 0 千円

③聴覚障害者用情報受信装置（地デジ対応（本体のみ※）） 1 台あたり 7 5 千円以内

※アンテナ、光警報器は対象外

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

①の対象品目の例は以下のとおり。

点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置 等

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(別紙5) オ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業

1 事業の目的

移動支援事業は、平成18年10月以降、従来の支援費制度における居宅介護（ホームヘルプ）から地域生活支援事業に位置づけられ、実施形態や移動支援事業従事者（ガイドヘルパー）の資格要件等については市町村の裁量に基づき実施されることとなった。

このため、各市町村において移動支援事業を実施するにあたり、ガイドヘルパーとして従事する者の資質について一定の底上げを図り、資質の低下による事故を未然に防止する観点から、各自治体が独自に実施すべき資質向上の取り組みを支援し、各自治体において実施するガイドヘルパーの資質向上研修の体制整備を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県・市町村

(2) 事業の内容

各都道府県において、視覚障害者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパーの資質向上を担う者（指導者）を養成・確保するため、中央において行われる指導者養成研修に参加するための経費について助成する。

(3) 補助単価 1都道府県あたり 120千円以内

※指定都市・中核市を含む場合は、1市あたり48千円を加算。

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

(別紙6) 力 福祉機器相談基盤整備事業

1 事業の目的

補装具費支給にあたり身体障害者更生相談所、保健所及び自立支援医療機関において行われる判定事務等の円滑・適正な運用を促進するため、最新の補装具情報や適用事例、対処方法等、全国におけるより高い水準でのサービスの均てん化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

(2) 事業の内容

各更生相談所、保健所、自立支援医療機関における補装具判定等に必要な見識を高め、資質向上を図るための研修等の開催を行う。

(3) 補助単価 更生相談所1か所あたり1,000千円

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(別紙7) キ コミュニケーション支援広域支援検討事業

1 事業の目的

市町村が実施主体であるコミュニケーション支援事業においては、市町村域を超えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、サービス利用に支障が生じることがないように、都道府県単位で派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりを検討することにより、円滑な事業の実施に資することを目的とする。

併せて、コミュニケーション支援事業の未実施市町村の解消を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

市町村域を超えたコミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣等）の利用に対応できるよう、県、市町村、支援事業者間の関係者による、事業の実施主体、支援者の派遣主体、費用負担、未実施市町村での対応方法などのルールづくりを検討するための会議開催経費等について助成を行う。

(3) 補助単価 1都道府県あたり1,000千円

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(別紙 8) ク 障害者スポーツ特別振興事業

1 事業の目的

将来性のある優秀な選手の発掘などのために、障害のある選手が実際の障害者スポーツ競技等の参加の機会をつくり、こうした取組を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

(2) 事業の内容

地域における障害者スポーツの裾野を広げるため、障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会等をつくる取組に要する費用を助成する。

(3) 補助単価 1自治体あたり3,000千円

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 この事業を実施するにあたっては、パラリンピック等の総合国際大会に参加した選手を招聘し実施することとする。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(別紙 9) ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業

1 事業の目的

将来性のある優秀な選手の発掘などのために、障害のある選手が実際の障害者スポーツ競技等の参加の機会をつくり、こうした取組を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

一般の公立体育館(※)等でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に係る経費を助成する。

※学校体育諸施設は対象外。

(3) 補助単価

1か所あたり8,000千円以内

※1都道府県内に対する補助額は、障害保健福祉圏域×1か所あたり単価の金額を上限とする。

※東京都は障害保健福祉圏域の設定がないことから、市区町村数×1か所あたり単価の金額を上限とする。

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(別紙10) コ 障害者アート特別啓発事業 (新規)

1 事業の目的

国民の障害者アート作品への理解を促進するため、一般の美術作品とともに障害者の作品を鑑賞する機会が確保できるよう、美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催を支援し、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

(展覧会の企画段階からの調整等で芸術・福祉関係者の連携づくりにも繋がる。)

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事情の内容

美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催経費を助成する。

① 美術館における障害者アート作品の展覧会の開催

② ギャラリー等における一般の美術作品と障害者アート作品との展覧会の開催

(3) 補助単価 都道府県:4,000千円以内、市町村:2,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

4 福祉・介護人材の処遇改善を図る 措置

(29) 福祉・介護人材の処遇改善事業（新規）

1 事業の目的

21年度障害福祉サービス等報酬改定（+5.1%）によって福祉・介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、障害福祉サービスが確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、福祉・介護職員の処遇改善をさらに進めていくこととする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 実施方法

福祉・介護職員のさらなる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて定める交付率による。

交付額： 報酬総額 × サービス毎に定める交付率
（報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。）

(3) 交付対象

以下の要件を全て満たす事業者

(ア) 各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

(イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、これを満たさない場合は、助成金額を減額することを予定している。

※ 詳細は事務処理要領にてお示しする予定。

3 補助割合 国10/10

4 実施年度 平成21年度～23年度（平成21年度は10月から実施）

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係、障害児支援係